

# 利用料のご案内

令和3年3月吉日

この度、国の制度改訂により令和3年4月1日から、介護報酬単位が変更となり下記の利用料となりますので、ご案内いたします。

(1) 各サービスステーションでは以下の届出をしています。

- \* 特定事業所加算Ⅱ
- \* 介護職員処遇改善加算Ⅰ
- \* 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和元年10月1日より算定）

## \* 訪問介護の利用料金の概要（要介護の認定を受けられている方）

|      | サービス時間                   | 20分未満          | 20分以上<br>30分未満 | 30分以上<br>1時間未満      | 1時間以上<br>1.5時間未満 | 1.5時間以上の加算<br>(30分増す毎) |
|------|--------------------------|----------------|----------------|---------------------|------------------|------------------------|
| 身体介護 | 利用料金                     | 2,364円         | 3,531円         | 5,596円              | 8,174円           | 1,187円                 |
|      | 介護保険の給付                  | 2,127円         | 3,177円         | 5,036円              | 7,356円           | 1,068円                 |
|      | <b>利用者負担額<br/>(1割負担)</b> | <b>237円</b>    | <b>354円</b>    | <b>560円</b>         | <b>818円</b>      | <b>119円</b>            |
|      | サービス時間                   | 20分以上<br>45分未満 | 45分以上          | 身体に続く生活援助加算（25分増す毎） |                  |                        |
|      |                          |                |                | 20分                 | 45分              | 70分                    |
| 生活援助 | 利用料金                     | 2,589円         | 3,188円         | 952円                | 1,883円           | 2,835円                 |
|      | 介護保険の給付                  | 2,330円         | 2,869円         | 856円                | 1,694円           | 2,551円                 |
|      | <b>利用者負担額<br/>(1割負担)</b> | <b>259円</b>    | <b>319円</b>    | <b>96円</b>          | <b>189円</b>      | <b>284円</b>            |

☆ 上記は1割の表です。2割、3割の方は上記金額の2倍または3倍となります。

☆ サービス時間は、実際のサービスに要した時間でなく、介護計画のサービスを行うために国が定めた標準的時間に基づき介護給付費の通知により計算されます。

☆ 8時～18時の通常時間帯以外の利用料金は、次のとおり割増料金が加算されます。早朝・夜間（6時～8時、18時～22時）は25%増し。深夜（22時～6時）は50%増し。

☆ 月額利用料金で、特別に定めている他は、中途利用であっても該当する料金です。

\* 上記の料金表はいずれも端数等の処理などにより利用料総額の計算と異なる場合がございます。

## (2) その他

\* 新規利用又は、2ヶ月程度経過後の利用の際、サービス提供責任者が訪問し介護サービスを提供した場合に1回だけ利用者負担257円（利用料金2,568円）が加算されます。

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）利用ごとに13.7%の料金が上乗せされています。

(4) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）利用ごとに6.3%の料金が上乗せされています。

(5) 4月～9月まで上記金額に、新型コロナウイルス感染症対策として0.1%上乗せされます。